

社会保障審議会医療部会

荒井奈良県知事意見

平成 25 年 11 月 22 日

1. 今般の医療法等の改正について

今般の医療法等の改正については、近い将来、高齢化に伴う大幅な病床不足が確実に見込まれる中、過度に急性期に集中している医療資源を、病床の機能分化によって適正に配分することにあると考えます。そのために、現在ある医療資源の偏在を是正しつつ、将来の医療需要の質・量の変化に医療提供体制を適合させるため、地域の医療資源の実情に応じた「地域医療ビジョン」を策定することが、都道府県の役割となることは理解できますし、私としても積極的に責任を担っていきたいと考えています。そこでまず、この新たな都道府県の役割について、なぜ「地域医療ビジョン」の策定が必要なのか、そのいわば「動機」を法的にも明確に示していただきたいと考えます。

2. 「地域医療ビジョン」について

(1) この「地域医療ビジョン」については、まず今般新設される「報告制度」に基づき客観的に定められる必要があると考えます。したがって、「報告制度」は各医療機関の意向ではなく、実績を報告していただく必要があります。併せて虚偽の報告を排除することも法的に担保されている必要があると考えます。

(2) また、「地域医療ビジョン」に示される将来必要となる各医療機能については、都道府県が地域の実情に応じて一定の補正を行うことが認められることは必須であると考えますが、他方、都道府県の恣意的な裁量は排除されるような合理的なガイドラインが国によって示されることも必要です。

3. 「地域医療ビジョン」を実現するために必要な措置について

(1) 10月11日の本部会でも申し上げたとおり、「地域医療ビジョン」の実現を目指すために、基本的には医療関係者の自主的な協議によることは望ましいことだと思料します。

(2) しかしながら、「地域医療ビジョン」の策定義務がある都道府県には、最終的にその実現について責任が生じます。したがって、医療関係者の自主的な協議では対応できないような場合には、何らかの担保措置が必要です。この措置については、「現状で既に満たされている医療機能」に対するものと、「現状では満たされていない医療機能」に対するものと分けて考えることが必要です。

(3) 「現状で既に満たされている医療機能」をさらに増やそうとする場合には、いわゆる「キャップ制」、すなわちこれを認めないという権限が都道府県には必要です。他方、「現状では満たされていない医療機能」を増やそうとする場合には、医療機関への要請に加えて、新たな補助金のようなインセンティブ措置が不可欠です。今回、厚生労働省から示された新たな案は、このような考え方に概ね合致するものと思料し、賛成をいたします。

(4) なお、これらの新たな権限、補助金についても、都道府県の恣意的な裁量は排除されることが重要です。本部会で御懸念が示された、公的医療機関と一般の医療機関を同等に取り扱うことも必要です。

4. その他

以上、今般の医療法改正にあたり、都道府県の役割に関する法的措置に絞って意見を申し上げましたが、実際の運用にあたっての詳細につきましては、厚生労働省と都道府県実務者との協議会において引き続き意見交換をさせていただくよう要望します。